

令和4年6月1日

森林組合員 各位

渋川広域森林組合  
代表理事組合長 南雲裕之

### 森林組合法の一部改正に伴う理事の構成要件の変更について

森林組合法の一部改正が令和3年4月1日に施行され、組合員の生産する林産物その他の物資の販売の事業を行う組合にあつては、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する理事（以下「実践的能力理事」という。）を1名以上配置することが義務づけられました。

これは、森林組合の経営基盤や事業執行体制の強化等を図るために規定されたものであり、令和6年4月1日以降、最初に招集される通常総会の終了の時から適用されます。

当組合としては、法改正の主旨を踏まえた上で、「実践的能力理事」としての要件を下記のとおり考えており、今後は、「実践的能力理事」を含む役職員が一丸となり、事業拡大による組合員サービスの向上と組合の更なる発展を目指した運営に取り組んで参ります。

組合員の皆様におかれましては今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 「実践的能力理事」の要件

- ・ 組合の販売事業に精通している者
- ・ 組合の販売事業において中心的な役割を担っている者
- ・ 木材共販所等に勤務した経験があつて、木材販売に関してノウハウのある者
- ・ 法人の経営に関してノウハウのある者

※上のいずれかの要件を満たすこととする。常勤・非常勤は問わない。

以上